

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年11月まで
昔、伯父の恩給が手続不備で支給されなかったことがあり、母は特に年金に加入する必要があることを認識していたので、私が20歳になった時に加入手続をしてくれたと聞いている。両親は親子3人で加入したと言っていたし、昭和46年8月26日から50年12月3日まで婦人会の集金人へ保険料を支払っていたと何度も聞いている。年金の集金カードに押印したのを見せてもらったこともあり、46年ごろには母から親子3人分まとめて1,500円程度支払ったと聞いたこともある。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料納付を行っていたとする申立人の両親も国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人の家族については納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人がその両親から聞いたとする申立期間当時における国民年金への加入及び保険料納付に関する申立人の記憶は詳細かつ具体的である上、申立人がその母から昭和46年ごろに聞いたとする3人分の保険料額は当時の金額とほぼ一致する。さらに、申立期間当初（昭和46年8月から49年2月まで）に申立人が居住していたA町で保険料の集金を担当していたB氏からは申立人親子3人分の保険料の集金を行っていたように思うとする証言が得られたことから、申立人がA町に居住していた46年8月から49年2月までの期間については、保険料が納付されていたものと推認できる。

しかしながら、申立人が結婚し、A町からC町に転居した昭和49年3月以降について、B氏は、通常、地区が異なれば引き続き集金することはできず、転居先で納付されることになると思うとした上で、転居後の集金については具

体的に記憶していないと述べており、ほかに転居後の49年3月から50年11月までの保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年12月から55年3月まで
②昭和56年4月から59年12月まで

婚姻届を出しに市役所に行った時に、国民健康保険と国民年金の手続をした。以後、夫の分と二人分の保険料を毎月市役所に納めに行っていた。子供ができるまでは生活に困っていなかったが、保険料が最初の2,000円ぐらいから毎年倍に上がって行って、一人分が1万3,300円になった時に市役所で相談し、免除の手続を行った。それが昭和59年だったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和55年1月16日であることが確認されることから、申立人の主張どおりに婚姻（昭和54年12月5日）後に加入手続が行われたことが推認できる上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫も申立期間①の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の主張に不自然な点は無い。

しかしながら、申立期間②については、申立人の居住市及び社会保険庁の記録によると、申立人及びその元夫はともに申請免除となっている上、申立人は「一人分1万3,300円になった時に市役所で相談し、免除の手続を行った。」と述べているところ、1か月分の保険料が1万3,300円になった時期は平成10年4月以降であり、申立人の主張は事実と相違し、ほかに申立期間②について保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年9月1日から29年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年9月1日に訂正し、28年9月から29年1月までの標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月から29年2月1日まで

申立期間については、昭和25年1月にA社へ入社し、同年3月ごろ社長から社会保険に加入したい者は申込みをするように言われて、加入した憶えがある。同僚2名と一緒に申込みをし、同僚は加入しているのに自分だけ加入していないのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出の給与明細書から、申立人はA社に勤務し、申立期間のうち昭和28年9月から29年1月（ただし、昭和28年11月給与明細書は全休のため無いが、12月給与明細書において11月分の厚生年金保険料が別途控除されている。）の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年2月から28年8月までについては、当時の元事務員（現在は会長）は、「申立人は臨時社員（アルバイト）であり、臨時社員は社会保険の加入はなかった。」と証言しており、申立人は厚生年金保険の被保険者として取扱われなかったことがうかがえ、申立人が厚生年金保険被保険者として25年2月から28年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、昭和28年9月から29年1月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成5年10月まで
申立期間当時は酒場組合の「国民保険」に入っており、その時に国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納めていたが、「ねんきん特別便」で当時の保険料が未納となっていることに気が付いた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時において、申立人について国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無い。

また、申立人は、「酒場組合の国民保険に入っていた時に国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に納めていた。」と述べているところ、申立人が主張する酒場組合と考えられる「A酒場同業組合」、「B料理飲食国民健康保険組合」、「C社交飲食業生活衛生同業組合」等に照会しても、国民年金関係事務は行っていないとする上、申立人は申立期間を数回変更するなど、納付期間に関する記憶も極めて曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から57年3月まで

A市からB町（現在は、C市）へ帰った昭和49年10月ごろ、母親か私が国民年金の加入手続をし、いつだったかははっきり覚えていないが、B町役場か婦人会の集金人に保険料をまとめて納付したと思うので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又はその母親が、申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は高齢のため聴取できず、申立人自身は当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月21日に払い出されており、その時点では、55年以前は時効によりさかのぼって納付することはできない上、56年1月から57年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、役場の窓口や集金人に納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めてくれたとするB町役場の職員D氏が、職場で年金業務を行っていたのは昭和54年からであり、申立人が国民年金に加入したと主張する時期と相違する。

加えて、申立人は、国民年金の未納分をまとめて納付したとしているところ、B町の国民年金被保険者名簿の昭和57年度の欄に「この年度完納」の押印があることから、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年4月に、57年4月から58年3月までの保険料を一括して現年度納付したものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年12月まで
父親から受け取った私の国民年金保険料領収カードには、昭和49年度の欄の「49」を「40」に修正し、4月から12月までの欄を斜線にしているが、私の国民年金被保険者資格を取得したのは昭和40年1月となっているので、50年に父親が申立期間後の私の保険料を特例納付した時に申立期間も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、昭和41年1月から47年9月までの国民年金保険料を特例納付した記載がある上、かつ、申立人が所持している国民年金保険料領収カードの当該期間は50年11月28日付けで市の預かり印が押されているとともに、その期間の保険料額7万2,900円は、申立人の父親の日記(昭和50年11月28日の欄)に記入されている金額とも一致し、申立期間の保険料額1万800円は含まれていない。

さらに、国民年金保険料領収カードによると、昭和49年度の欄の「49」を「40」に修正するなど、年度欄を手書きで修正しているが、年度が47に修正された1月から3月までの欄には、昭和50年2月25日付けの市の預かり印があり、欄外に記載された金額1,650円から判断して、その期間の国民年金保険料は過年度保険料であったとみられ、50年2月時点で過年度納付できる期間を勘案すると、年度欄を修正した数字は年度を表していることが推認されるところ、納付済みの押印がある期間は修正された年度で照らし合わせると社会保険庁の記録と一致しており、かつ、申立期間のうち昭和40年度の4月から12

月までの欄は斜線が引かれており、39年度については領収カードが作成されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から47年5月まで

私が12歳の時に父親の友人A氏宅に預けられた。20歳になった時、A氏から国民年金に加入してくれたことを聞いた覚えがある。保険料の納付については具体的に聞いていないが、A氏の子供はすべて国民年金保険料を納付しているので、私の保険料も納付してもらっているはずである。また、結婚後は、義母がB区役所C支所で保険料を納付してくれていたはずなのに、納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和44年12月に申立人が婚姻するまでの期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親の友人A氏は既に死亡していることから、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月3日に申立人の夫及び申立人の義弟と連番で払い出されており、その時点では、その後に実施された特例納付によるほかは、時効により納付はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和44年12月の婚姻の際、A氏から国民年金手帳を渡された記憶は無いとしている。

2 申立期間のうち申立人の婚姻後の期間（昭和44年12月から47年5月まで）について、申立人の国民年金保険料を主に納付していたとする申立人の義母は既に死亡しており、申立人から聴取しても、婚姻の際に国民年金の任意加入手続をした記憶が無く、申立期間の国民年金保険料の納付の記憶も曖昧である。

また、申立人は、昭和47年6月20日に国民年金に加入していることが確

認でき、申立期間については、申立人は国民年金に任意加入の対象となることから、申立期間にさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出していることをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年2月までの期間及び43年10月から44年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年2月まで
② 昭和43年10月から44年11月まで

申立期間①について、私が20歳になった時に母親から国民年金に加入してくれたことを聞いた記憶がある。私は仕事の都合で県外に出ることが多かったが、国民年金の加入手続や保険料の納付は母親がすべてしてくれていたはずである。また、申立期間②について、A社に入社後、会社の経営が悪くなり、厚生年金保険から国民年金へ変更するよう会社から言われた。具体的な手続や保険料の納付はすべて母親に任せていたので覚えていないが、母親が自分の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月3日に申立人の妻及び申立人の弟と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の保険料についてはその後に実施された特例納付によるほかは、時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の弟は、昭和46年2月の20歳到達時にさかのぼって強制加入により国民年金被保険者資格を取得しているが、納付開始は現年度納付が可能な47年4月からとなっており、20歳当初は未納であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
国民年金保険料領収カードの申立期間の欄には領収印が押してあり、別に、申立期間の国民年金保険料を領収したとするA市交付の現金領収書があるので、父親が申立期間の保険料を二重納付していたのではないかと疑われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間における国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間について重複納付があった旨の記載が無い上、A市は、国民年金保険料領収カードは納付組織が集金する際に使用するもので、領収書とは異なり、あくまでも預かり証であり、現金領収書は現年度分の保険料を収納した際にA市が交付するものであるとしている。

さらに、国民年金保険料領収カードの申立期間の欄に押印された領収年月日と申立期間の現金領収書の領収年月日は共に昭和50年2月25日であること、領収カードには48年1月から49年3月までの欄についても50年2月25日の領収印があること及び申立人の父親の日記の50年2月25日の欄には「20,700 B年金」との記載があることから、申立人の父親が50年2月25日にA市役所C支所に出向き、過年度納付できる48年1月から49年3月までと現年度保険料となる49年4月から50年3月までの保険料(合計2万700円)を納付したと推認され、同日にAの職員が48年1月から50年3月までの保険料を預かり、領収カードの納付した期間すべての欄に領収印を押すとともに、A市で収納できる49年4月から50年3月までの現年度保険料(1万1,400円)をA市の出納員が領収して領収書を交付したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月22日から22年8月1日まで
ねんきん特別便で、A社B出張所から本社に転勤した時の申立期間が空白になっているのが分かった。社会保険事務所では、昭和22年からC組合に勤務と言われたが、転勤で異動しただけなので、その期間が空白とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が継続して勤務したとするA社本社)はC組合に名称変更(変更日不明)されている上、社会保険事務所の保管するC組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人と同様に、A社のD工場の閉鎖後に本社に引き続き勤務していたとする同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、A社のD工場での資格喪失日(昭和21年2月23日)の1年7か月後(昭和22年10月1日)になってはじめてC組合において資格が取得されている記録が確認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社B工場（現在は、C事業所）で冬期働きの募集があり、厚生年金保険をかけてもらうため、同僚2名と一緒に他の人より早い昭和45年11月から勤務したのに加入記録が無い。51年に会社に問い合わせたところ、厚生年金保険に加入しているとのことだったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場において雇用保険の加入記録が確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できるが、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、A社が保管している当時の季節工名簿には申立人の氏名は記載されているが、同じく同社の保管する厚生年金保険の資格取得喪失名簿には申立人の氏名の記載が無い上、A社の人事担当者は、「当時の季節労働者については、雇用保険は加入していたが、社会保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、一緒に勤務したとする同僚も申立人と同様、申立期間において加入記録が確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで
申立期間について、前任者の後任としてA社からB社C店へ派遣されて、毎日フルタイムで働き継続して勤務しており、加入記録が切れているのはおかしい。給与明細書は無いが、厚生年金保険料は天引きされていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日からA社に勤務していたと主張しているが、申立人がA社において雇用保険の被保険者となった日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日である 59 年 11 月 1 日となっている。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和 59 年 11 月 1 日と記載されており、かつ、従業員名簿の入社年月日欄も同日が記録されている。

さらに、申立人は、前任者が退職したため、その後任としてA社からB社C店へ派遣されたとしているが、A社は、「前任者は昭和 59 年 5 月 28 日退職であり、同じ職場に二人も派遣することは無く、申立人は同年 6 月ごろに入社したと思う。また、社会保険の加入については、入社後、数か月様子を見て正社員となってから加入させていたと思う。」と回答している。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。